

証明書の誤交付に係る損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年（2023年）6月5日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

証明書の誤交付に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年（2023年）5月2日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

証明書の誤交付に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害発生年月日 2022年11月9日
- 2 損害の概要 2022年11月8日、住民基本台帳事務における支援措置申出者（被害者）が、加害者に住所を特定されないよう、市に対して支援を求め、市は警察の意見等をもとに住民票の発行停止の措置をした。しかし、本来、同措置と同時に行うべきシステム上の処理を失念したため、加害者が翌11月9日に被害者の戸籍の附票を取得し、被害者の現住所が加害者に知られることとなった。このことにより、被害者は転居を余儀なくされ、精神的苦痛を被ることとなったため、転居費用と慰謝料について、以下のとおり損害賠償するもの。
- 3 被害者の住所 住民基本台帳事務における支援措置申出者であるため、記載せず。
- 4 被害者の氏名 住民基本台帳事務における支援措置申出者であるため、記載せず。
- 5 損害賠償の額 693,172円